

## 穴水町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成 21 年 4 月 1 日  
穴水町告示第 55 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、要支援者がその有する能力を活用し、地域における自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

### (支援の種類)

第 2 条 成年後見制度を利用する要支援者に対して行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始、保佐開始及び補助開始（以下「後見開始等」という。）の審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）に関する支援
- (2) 審判の申立てに係る申立手数料、登記手数料、鑑定料等に関する支援
- (3) 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬等（以下「成年後見人等の報酬」という。）に関する支援

### (審判の申立てに関する支援)

第 3 条 町長は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、審判の申立てに関する支援を行うものとする。

### (審判の申立ての要請)

第 4 条 次に掲げる者は、穴水町に住所を有する者で、前条の支援を必要とする状態にある者（以下「対象者」という。）がいると判断したときは、町長に対して成年後見人等申立要請書（様式第 1 号）により審判の申立てを要請することができる。

- (1) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の職員
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスを行う事業所の職員
- (3) 介護保険法第 8 条第 21 項に規定する居宅介護支援を行う事業所の職員
- (4) 介護保険法第 8 条第 22 項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 58 条に規定する知的障害者援護施設の職員
- (6) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所の職員
- (7) 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する保健所の職員
- (8) 民生委員
- (9) その他対象者の日常生活のために有益な援助をしている者

### (対象者及び親族の調査)

第 5 条 町長は、前条の要請があったときは、対象者に面談し、対象者の健康状態、精神状態、親族関係等について調査するものとする。

### (親族への説明)

第 6 条 町長は、前条に規定する調査の結果、対象者に 4 親等以内の親族が確認されたときは、当該親族に審判の申立ての必要性を説明し、親族による審判の申立てを促すものとする。

(審判の申立て)

第 7 条 町長は、第 5 条に規定する調査の結果、対象者に配偶者若しくは 4 親等内の親族がない場合又はこれらの親族があっても音信不通の状況等にある場合で、対象者の保護のため必要と認められるときは、審判の申立てを行うものとする。

(審判の申立ての種類)

第 8 条 審判の申立ての種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第 7 条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第 11 条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第 13 条第 2 項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第 876 条の 4 第 1 項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第 15 条第 1 項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第 17 条第 1 項に規定する補助人に同意権を付与する旨の審判
- (7) 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(審判の申立て費用の負担)

第 9 条 町は、審判の申立てに係る申立手数料、登記手数料、鑑定料等について、費用を負担するものとする。

(審判の申立て費用の求償)

第 10 条 町長は、対象者がその収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の合計額から、当該申立てに要する費用の支払いをしてもなお生計を維持することができると認められる場合は、対象者に対し、町が負担した当該申立てに要する費用の全部又は一部を求償することができる。

2 町長は、前項の規定による求償をしようとするときは、申立てと併せて、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）第 28 条による費用負担命令の申立てを上申書（様式第 2 号）により行い、当該命令がされたときは、その指定する関係者に対し、審判の申立費用請求書（様式第 3 号）により当該費用を求償するものとする。

3 町長は、前項の規定による費用負担命令の申立てが却下されたときは、求償しないものとする。

4 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 2 項の規定に関わらず当該費用を求償しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者
- (2) 審判の申立てに要する費用を対象者の属する世帯の収入及び資産から控除したとき、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）により算定した最低生活費を下回る者

(成年後見人等の報酬費等の助成)

第 11 条 町は、成年後見人等が選任された要支援者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「該当者」という。）に対し、後見開始等の後に必要となる成年後見人等の報酬等に助成する。

- (1) 生活保護法による被保護者
- (2) 成年後見人等の報酬等を対象者の属する世帯の収入及び資産から控除したとき、生

活保護法による保護の基準により算定した最低生活費を下回る者

2 町が助成する額は、家庭裁判所の定める報酬額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を上限とする。

(1) 該当者が在宅の場合 月額 28,000 円

(2) 該当者が福祉施設、病院等に入所、入院等の場合 月額 18,000 円

(助成金の申請等)

第 12 条 前条の助成を申請できる者は、該当者又はその成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、家庭裁判所による報酬の付与の審判が決定した日から 2 月以内に成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 報酬の付与の審判に関する家庭裁判所の決定通知書の写し

(2) 財産目録等審判申立てに際し家庭裁判所に提出したものとの写し

(3) 登記事項証明書（代理申請の場合）

(4) その他町長が必要と認める書類

(助成の決定)

第 13 条 町長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに助成の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給決定（却下）通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 14 条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、決定された助成金を成年後見人等報酬助成請求書（様式第 6 号）により、町長に請求するものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(住所地特例等の取扱)

第 16 条 第 3 条、第 4 条に規定する対象者には、介護保険法第 13 条の規定により本町が保険者となっている場合及び、その他法令の規定により援護を行っている場合を含むものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。